

### 3.これまでの取組を踏まえた地区設定の考え方



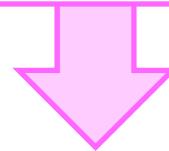
## バリアフリーマスターplanにおける地区の設定

### (1) 地区設定の再検討

原則として、現基本構想における重点整備地区は改正バリアフリー法に基づく促進地区と読み替え、引き続きバリアフリー化を推進する地区として位置づけ。また、3施設以上の生活関連施設※を含むように地区を設定。

※高齢者、障害者等をはじめ不特定多数の方が利用する施設

協議会やワークショップ等の意見を踏まえ、上記条件を基に検討。



現基本構想における18の重点整備地区を基本とし、それぞれ都市機能誘導区域※を含むエリアとして区域を見直し、22の促進地区を設定。

※千葉市立地適正化計画における、医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービス機能を、誘導・集積する区域。

#### 促進地区

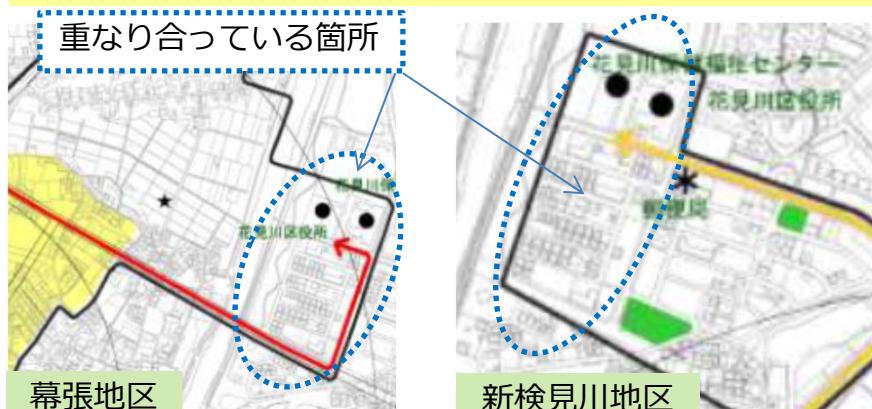
1.JR/京成幕張本郷地区	12.JR／モノレール都賀地区
2.JR/京成幕張地区	13.JR検見川浜地区
3.JR 新検見川地区	14.JR稻毛海岸地区
4.JR/京成稻毛地区	15.モノレールスポーツセンター地区
5.JR 西千葉、京成みどり台地区	16.モノレール千城台地区
6.千葉都心地区	17.JR海浜幕張地区
7.JR 蘇我地区	18.市立青葉病院地区
8.JR 浜野地区	19.大宮台団地地区
9.JR 鎌取地区	20.こてはし台団地地区
10.JR 誉田地区	21.さつきが丘団地地区
11.JR 土気地区	22.花見川団地地区

### 3.これまでの取組を踏まえた地区設定の考え方

## バリアフリーマスターplanにおける地区の設定

### (2) 区域設定の見直し

- ▶ 重点整備地区外の施設を新たに生活関連施設に位置づける場合は、当該施設及び施設への経路を含むよう地区を拡大。
- ▶ 立地適正化計画との整合に留意し、各促進地区は各都市機能誘導区域を含むエリアとして設定。（1促進地区に1都市機能誘導区域を包含する。ただし、18.市立青葉病院地区は除く）
- ▶ 現基本構想における重点整備地区において、地区同士が重なり合っている箇所は、移動の連續性に配慮しつつ、道路や河川など明確な境界線で地区の境界を精査。



例：現基本構想における幕張地区及び新検見川地区において、地区が重なっている



### 3.これまでの取組を踏まえた地区設定の考え方



## バリアフリーマスターplanにおける地区の設定

### (3) 生活関連施設・経路の見直し

#### 生活関連施設の設定

- 現基本構想の生活関連施設を基本に、施設別毎に設定根拠を再整理し、生活関連施設を設定。
  
- 旅客施設等を中心に
  - ①半径500m圏内  
(歩行圏)
  - ②半径500mから1km圏内  
(歩行以外の移動が主体)と圏域を設定し、旅客施設等からの距離に応じて生活関連施設の抽出ルールを定める。

#### ◇生活関連施設抽出ルール

施設種別	半径500m圏内	半径500m ～1km圏内
1.旅客施設	すべての施設を位置付ける	広域からの不特定多数の利用者が見込まれる施設を位置付ける
2.公共施設		
3.集会施設		
4.福祉施設		
5.保健施設・病院		
6.文化・教育施設		
7.大規模店舗		
8.宿泊施設		
9.都市公園		
10.駐車場		
上記の生活関連施設に合致する現基本構想の目的施設は位置付ける		

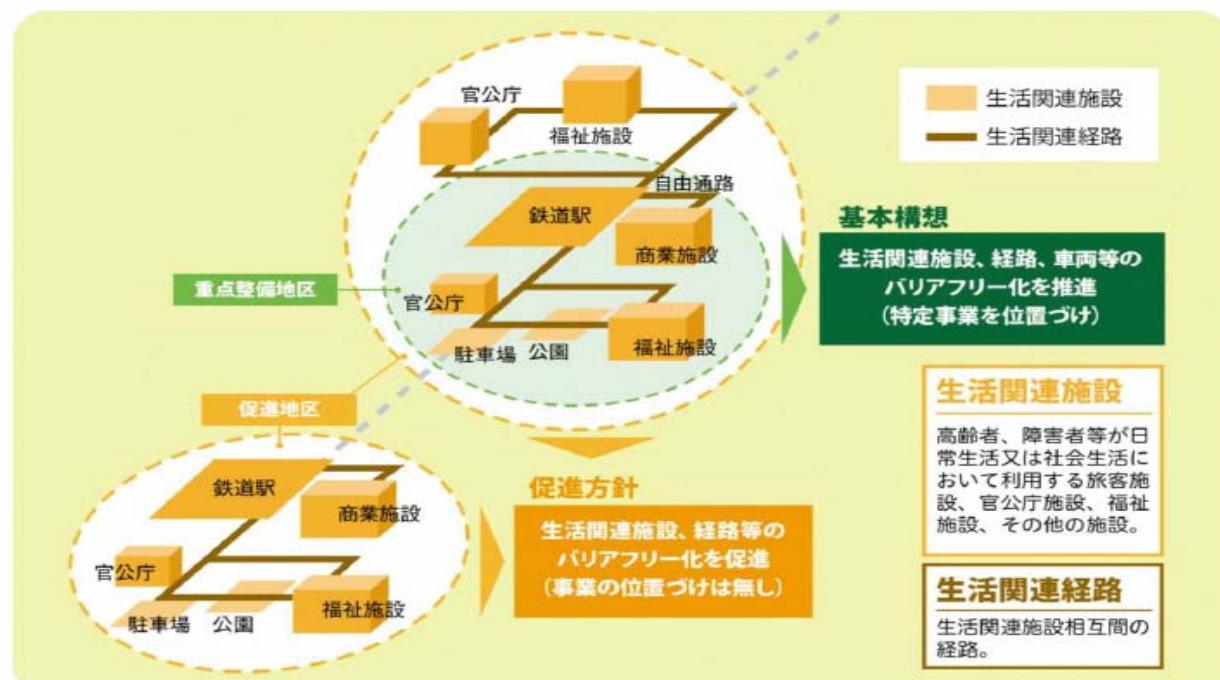
### 3.これまでの取組を踏まえた地区設定の考え方

## バリアフリーマスターplanにおける地区の設定

### (3) 生活関連施設・経路の見直し

#### 生活関連経路（生活関連施設を相互に結ぶ経路）の設定

- 原則として現基本構想における生活関連経路を継続。
- 追加する生活関連施設への経路は、既存経路から分岐させて設定。
- 隣接する地区間を結ぶ路線は、ネットワークの連続性を考慮し設定。



## 4. バリアフリーに関する地区ごとの基本的な方針



### バリアフリーマスターplanにおける地区別方針（案）について

地域懇談会やワークショップ等でのご意見を踏まえ、以下の4つのバリアフリー方針の中から、各地区の状況等を考慮し、方針を設定。

#### ①駅から主な生活関連施設間の歩行環境の向上を図ります。

- ・道路特定事業計画において未整備項目が残っている、  
または ワークショップ等で課題点として意見が出ている地区に設定。

#### ②駅前広場の利便性を向上します。

- ・道路特定事業計画において未整備項目が残っている、  
または ワークショップ等で課題点として意見が出ている地区に設定。

#### ③関連するまちづくり事業等に合わせた連続的・一体的なバリアフリー化を図ります。

- ・土地区画整理事業や再開発事業等がある地区で、上記②の駅前広場の利便性向上を含め、さらに広域的な視点で整備が必要な地区に設定。

#### ④バス停留所の利用環境、及びバス停留所と生活関連施設間の移動の連続性の向上を図ります。

- ・地区内に鉄道駅がない、または地区の中心（旅客施設等）から 1km以上離れた場所に生活関連施設があり、徒歩での移動は難しい地区に設定。

以上の設定の考え方を元に、22の各地区に方針（案）として設定しました。

- 別添のとおり、22の地区において地区別のバリアフリー方針（案）を作成しましたので、ご意見をよろしくお願いします。

なお、今回は地区別のバリアフリー方針の部分について意見募集をさせていただきますが、千葉市バリアフリーマスタートップランの全体については、今回の意見募集を踏まえ、協議会等で検討し、別途、今年度中にパブリックコメントの実施を予定しております。

マスタートップランの全体イメージとして別添の「とりまとめ案（概要版）」を参照いただければと思います。